「隋書」

相互に關聯する敍述を含む(たとえば儀注類に分類される衞宏『漢舊儀』が多分に官職制度について記し、職官類の應劭

兩者はしばしば

『漢官儀

王珪之『齊職儀』の編纂をめぐって

佐

はじめに

『齊職儀』について

基礎的情報

(2) 隋志以後の書誌情報、ならびに諸書における引用狀況

『齊職儀』の編纂と宋末齊初の政界

(1) 王珪之による『齊職儀』編纂の概略

藤

おわりに

『齊職儀』の世界

『齊職儀』佚文

はじめに

經籍志、 史部「職官」類と、隣接する「儀注」類には官職と儀禮に關する多くの著作を載せ、

達 郎

1

た上で、同書の初步的輯佚を行い、その構成や性格を時代狀況に照らしつつ檢討することにしたい。 た佚文を集成した輯本も存在しないようである。そこで本稿では、同書の成立に深く關わる宋齊時代の政界情勢を確認し 南朝官制の重要な基本史料として使われてきたが、管見の限りこの著作自體が全面的に檢討對象とされたことはなく、ま 齊・王珪之撰 れる。史料のそうした側面に注目することで、官制を描き形作る背後の意識を探ろうとする、その一環として本稿では南 觀を多分に反映して整理再編の手を經ていることには、少數の研究を除けば十分な注意が拂われてこなかったように思わ 職制度の現實の樣態との距離、 正史百官志などを補う官僚制度に關する重要史料としてしばしば利用されてきたが、中村氏も述べるように、それらと官 制度に對する敍述への關心が特別の高まりをみせたに違いないことは、中村圭爾氏の指摘する通りである。これらは從來、 が封禪や四時の朝廷儀禮についての詳細な敍述を含むがごとき)ため、ここではこれらを一括して「職官儀注書」と呼ぶことに **隋志に載せるこれら職官儀注書のほとんどは後漢から魏晉南北朝時代に編纂されており、この時代にこうした官職** 『齊職儀』を取り上げる。同書は魏晉南北朝時代の職官儀注書の中でも比較的多くの佚文を殘し、今までも 換言すればそれらの多くが一個人の著作であり、その敍述が著者の時代背景と彼らの價値

# Ⅰ 『齊職儀』について ―― 基礎的情報

2

# (1) 王珪之による『齊職儀』編纂の概略

であったというから、 書』卷七十六王廙傳)、 之傳によれば准之は王彬の玄孫で、 一珪之の事蹟は 『南齊書』卷五十二文學傳の中で、 王逡之らは東晉南朝筆頭の名門であった琅邪王氏の傍系ということになる。 彼らはいわば王氏本流より一等降る、 准之の從弟が逡之・珪之である。王彬は東晉の元勳・王導の從弟に當たるので 從兄である王逡之の傳に附傳されている。『南史』 中堅貴族の家柄に屬したのであろう。 逡之の 逡之は禮學に明るい學 「父祖は皆郡守」 卷二十四、 王准

劉宋末の昇明年間、 右僕射王儉のもとで「齊國儀禮」 の撰定に參與し、ついで國學博士として國學の復置を建

議し、著作郎を兼任して永明起居注の撰に與っている。

とが『南齊書』 史學に明るかったとされる王珪之も建元三年 禮志下に見え、禮學に深い學識を有したことが窺われる。このことは後述のように (四八一)、皇太子穆妃の服喪に關する朝議に祠部郎中として參與したこ 『齊職儀』 の性格を考

える上で看過し得ぬ點であろう。彼による『齊職儀』 す。 を習う。 永明九年、 是を以て等級掌司、 軌度惟れ新たなり。故太宰臣淵 宋の元徽二年を以て敕を被け、 其の子 中軍參軍顥 咸な編錄を加う。黜陟遷補、悉該に研記す。章服の差を述べ、冠佩の飾を兼ぬ。 上啟して曰く、「臣が亡父 古の設官、歴代分職を纂集せしめ、凡そ墳策に在りては、必ずや詳究を盡く の編纂の經緯については、『南齊書』本傳に次のように記される。 故長水校尉珪之、素に藉りて基を爲し、儒に依りて性 屬ま啟運に 凶禍

す。 秘府に銘せられんことを」と。詔して秘閣に付す。 庸微を揆らず、 謹んで冒して啟上す、凡そ五十卷、 敕旨を奉宣し、 之を齊職儀と謂う。仰ぎ希わくは永らく天閣に升し、 速やかに洗正せしむ。刊定未だ畢えずして、臣が私門 長らく

3

ことが分かる を促されたが、 受けた褚淵 すなわち劉宋元徽二年 詔によって秘閣に收藏されたという。同書の編纂が、宋末より齊初にかけて、爲政者の强い意向を受けて進められてきた ― 宋皇室の姻戚にして蕭道成に寢返った變節漢として惡評高い 完成前に珪之は死去、その後を繼いだ息子の王顥が永明九年 (四七四)、後廢帝による歴代官制編纂の命が彼に下り、 (四九一)、『齊職儀』 ついで宋齊革命に際し高帝蕭 より「洗正」、恐らく細部の整理 五十卷を武帝に上啓し、 道成の意を 調整

流につらなるものであり、 逡之がつとに宋齊革命期 古勝隆一氏は、 南齊の永明年間から梁代にかけて禮典編纂と國學隆盛に向かう一聯の氣運があったことを指摘する。王(3) また齊初の禮學議論に從弟王珪之が關わっていたことも先述の通りである。彼の 王儉のもとで「齊國儀禮」 編纂に携わり、 また國學復置の建議を行ったことは明らかにその 『齊職儀 編

182 歴代官制を詳述した同書は編まれたと考えられるのである。 そのような禮學興隆と禮制整備の動きと無緣であったとは思えない。 南齊建國に際する禮制整備と軌を一にして、

# (2) 隋志以後の書誌情報、ならびに諸書における引用狀況

れる。さて隋志はそのあと更に、「齊職儀 ろう。そうだとすれば、隋本は陳平定時に江南から舶載されたのではなく、それ以前に北朝經由で傳わったものと考えら ものとは別系統の梁本四十九卷があり、それがおそらくは梁末の戰亂から陳の滅亡時にかけて亡佚したことを言うのであ 記されるが、 志、 先に見たように、 史部・職官類にも「齊職儀 可能性としては、 興膳宏氏によればこれは梁・阮孝緒の七錄に基づく情報らしく、同じ王珪之の『齊職儀』 王顥が南齊武帝に獻上した『齊職儀』 1. 別人の同名の書、2.王珪之の五十卷本の節略本、の二つが考えられる。この點については 五十卷 齊長水校尉王珪之撰」とある。 五卷」なる撰者不明の書を載せる。これについては詳しく知る手がかりがな は五十卷という浩瀚な分量を有する書であった。 その後に「梁有王珪之齊儀 に隋代に傳わった 四十九卷 隋 經籍

4

後に再び觸れたい。

齊長水校尉王珪之撰 後半に杜佑が いたのではなかろうか。 ある。ところが 次に『舊唐書』經籍志上、乙部史錄、 同志は盛唐の毋煚『古今書錄』に基づくとされるので、 『通典』を編んだ時には參照し得なかったもののようで、その頃には 『通典』卷三十七では齊官品を「未詳」としており、齊官品を詳載していたはずの 齊職儀五卷」とあるのは以前の、 その後、『新唐書』藝文志二に「王珪之齊職官儀 職官類には「齊職儀 特に 『通志』 唐開元期の頃までは五十卷本が祕閣 五十卷 の場合は隋志の、 范曄撰」とあり、 五十卷」、『通志』 『齊職儀』 書誌情報の引き寫しに過ぎないで 范曄は明らかに王珪之の誤りと 藝文略三に「齊職官五十卷 はそのほとんどが失われて に傳 『齊職儀』を、 わっていたようで 八世紀

あろう。

官分紀』にも ていたという 十卷に依っており、さらに 直接引用したのでないことは上記からも明らかで、 がしばしば引用される。これらはどの書から 後述のように 『齊職 『齊職儀』 『北堂書鈔』、『藝文類聚』、 儀 を 佚文が見られるが、これは『太平御覽』 『修文殿御覽』は梁の 『華林遍略』 が節略引用し、それが 『初學記』、『太平御覽』 『齊職儀』 『華林遍略』六百二十卷を元本としている。恐らく梁代に四十九卷殘 周知のように『太平御覽』はその大半を北齊の を引用したのであろうか。まず、 『太平御覽』にまで引き寫されたのであろう。 や隋唐の類書に引かれるものと異同なく、 など隋唐から北宋の類書や 北宋の 『唐六典』には 『太平御覽』 『修文殿御 それらに基づ さらに 原書から

くものに違い

な

が一 書に見られない齊の官秩などに關する獨自記事がいくつか見え、開元年閒における同書の編纂に當たって『齊職儀』 籍編纂のような事業に於いてさえ直接參照されることは既に少なかったと見て大過ないであろう。 卷がそうした抄本であった可能性もある。いずれにせよ、開元年閒まで原書がほぼ残っていたとしても、 た抄本があって、そこから引用したのではなかろうか。さらに推測を重ねるなら、隋志に見える撰者不明の れら唐代の諸書も原書でなく『修文殿御覽』ないし『華林遍略』から孫引きをしたか、もしくは別に 內容を想像することはおよそ難しく、『太平御覽』の佚文と大きく出入のない印象を受ける。ここから推測するなら、 うる環境下で編まれたはずである。しかしこれら諸書に引かれた後揭の諸佚文を見るに、そこから全五十卷の浩瀚多様な 一方、 定程度參照されたことは想定される。 隋末の『北堂書鈔』、 唐初の 『藝文類聚』そして開元年間の このことは後に再び觸れる。 『初學記』 は、 上記のように五十卷の原本を參照し 但し『唐六典』には他 『齊職儀』 それが宮中 『 齊職儀 を節略 原本 'n 典 Ŧi.

5

『南齊書』百官志序文に歴代の職官書を擧げ、最後に齊の制度について

に筌拾し、 宋より禪を受け、 覽者知り易ければ、 事は常典に遵う、 重述せざるなり。 既に有司存せば 諸そ臺府郎令史職吏以下、 偏廢する所無し。 具さに長水校尉王珪之の職儀に見ゆ。 其の餘 散じて史注に在るは、

義を持ち得たことが豫想される。そこで次に、 に顧みられることがなくなっていったのではなかろうか。 用であった可能性がある。 と記しているように、 第・晉以 來、 因爲瞻準」と述べており 永世公主の亡夫に駙馬都尉を追贈することを難ずる袁樞の議の中で「齊職儀曰、 蕭子顯が しかし六朝以前の官制沿革を傳える同書は、遲くとも安史の亂以後には過去の遺物として次第 『南齊書』 (『陳書』卷十七袁樞傳)、これも類書からではなく原書 を編纂した梁代まで 同書が編纂された劉宋後期から南齊初期にかけての政界情勢を、 言い換えれば同書は、 『齊職儀』 が實際に讀まれていたことは閒違い それが編纂された歴史環境の中でこそ意 (ないし抄本) 凡尚公主必拜駙馬都尉 からの 本稿の關

# 「齊職儀」の編纂と宋末齊初の政界

心に沿って確認しておきたい。

官制編纂の命を受けた元徽二年 王 一珪之が劉宋の後廢帝 當時十二歳の帝自身では無論なく、 (四七四)はちょうど、桂陽王劉休範の反亂が起こり、平定された年でもある。 執政の褚淵、 袁粲らの意向に違いない 反亂の由 より歴代 6

來について彼の傳

(『宋書』卷七十九、文五王傳)には次のように記す。

太宗 經過せる者、意を降し節を折り、 二莫く、 (明帝) 應に宰輔に居るべしと、 晏駕するに及び、主は幼く時は艱く、素族 事既に至らざれば、 重く問遺を加えざる莫し、 怨憤彌よ結ばる。 權に當り、 □□留則ち身を傾け接引し、厚く相い資給す、 近習 勇士を招引し、 政を秉る。 休範自ら謂えらく宗戚たりて 器械を繕治し、 行人の尋陽を 是に於て

王道隆 素族當權、 ・楊運長也」とする。 近習秉政」について『資治通鑑』卷一百三十三、 また 『南齊書』 卷二十三、 褚淵傳には次のようにある 胡注は 「素族、 謂袁 [粲]・褚 淵 也。 近習、 謂阮 佃 美・

遠近同に應じ、

至る者歸するが如し。

胪 帝崩じ、 遺詔もて以て中書令・護軍將軍と爲り、 散騎常侍を加えられ、 尚書令袁粲と顧命を受け幼主を輔く。 淵

心を同じうし共に庶事を理め、 王道隆 - 阮佃夫 奢侈の後に當れば務めて儉約を弘め、 **姧賂公行し、**淵 百姓之に頼る。 賓客を接引し、 未だ嘗て驕倦

禁ずる能わざるなり。

事を用い、

を糾合して兵を擧げたのである。反亂そのものは蕭道成らの活躍であえなく鎭壓されたが、休範が反亂を準備する過程で 收賄によって政界を腐敗させていた。そのような狀況下、後廢帝の卽位に不滿を抱いていた明帝の弟・劉休範が不滿分子 すなわち、 遠近同に應じ、 尚書令袁粲らであり、その一方で中書通事舍人阮佃夫、王道隆、 明帝が泰豫元年 至る者歸するが如し」とされる多くの人々は、どのような動機で彼のもとに集まったのであろうか。 (四七二) に三十四歳で死去した後、 十歳で卽位した後廢帝を前帝の遺命で補佐したの 楊運長ら恩倖が前代から引き續き權勢を握り、 が 中

平定に關わった一人であって、『南齊書』本傳には次のように記される。 が詳しく論じている。それによれば、門閥貴族の獨占する中央官界での顯達から排除されていた地方のいわゆる豪族土豪 休範が起兵する八年前には、やはり皇族の晉安王劉子勛が反亂を起こしており、その經緯と動機については安田二郎氏 就官と士身分の獲得を目指して反亂側とそれを鎭壓する政府側の雙方を支え動かしていたという。 褚淵もこの反亂の

7

宋の明帝卽位し、 鵲尾に屯するや、 淵を遣わして軍に詣り、將帥以下の勳階を選び自ら專決するを得しむ。事平ぎ、驍騎將軍を加えら ……吏部尚書に轉じ、……司徒建安王休仁 南のかた義嘉 (義嘉は子勛の立てた元號) の賊を討ち

る

きなひずみをもたらさずにはい 撫しようとしての處置と思われる。こうした兵亂に際する勳功などを通じての寒門層擡頭の壓力は、 與える専決權を委ねられたのである。 吏部尚書褚淵は、 建安王休仁の命を受けて討伐軍のもとに赴き、その場で武將たちに勳階、すなわち勳功に應じた位階を 、なかった。 討伐軍に參加したであろう地方の非門閥勢力、 劉休範が兵を擧げる 一月前、 元徽二年四月には次のような詔敕が出 いわゆる寒門の意に沿 從來の官界秩序に大

夏四月癸亥、 詔して曰く、「頃ろ列爵敘勳、 銓榮酬義、 條流積廣し、 又た各の淹闕す。 歳は往き事は留まり、

て逋壅するに至り、 在所に參差し、 多く甄飭に違う。 賞未だ均治ならず、 每に厥の心に疚む。悉く舊准 に依

に下して注職す可し」と。(『宋書』卷九、後廢帝紀)

ら恩倖のもとで贈收賄によって不正な人事が横行しており、それも敍官の鬱滯をいや増したことであろう。 昇を目指そうとする地方寒門たちの不滿や願望があったことは想像に難くない。加えて時あたかも中央政界では、 る休範の反亂の背後に、 來の人事基 鬱滯を重ね、 勳功に應じて官位を與えようとも樣々な官途にわたる人事が山積しており、 『魏書』島夷・劉裕傳は次のように概括する。 |準に據って一齊に任官せよ、 敍階に齟齬が生じては功勞顯彰と獎勵の義に悖りかねないが、 先の兵亂で活躍しながら論功行賞に與ることのできない、あるいはこれから軍功によって身分上 ――およそこうした意味であろうか。この詔から十九日後の五月壬午に勃發 恩賞はまだ行き渡っていない。 處置に停滯をきたしてい る。 時がたつほどに ひとまずは舊 時の様子を 阮佃夫

られ、 彧 きて部曲と爲す。 市井傭販の人、 れざる無く、 (明帝) 或いは戎勤に與らず、名を寄せて賞を受くる有り。阮佃夫等、 立つる自りの後、 阿黨を抽進し、 諂附して獲。 是に於て官品淪褫し、 民庶凋弊す、 咸な不次の位を受く。故に佃夫の左右、 綱紀立たず、風政頽弊し、 士人渾亂す、 而して宮殿器服、 民衆顒顒たり、 境內難多く、 多く更に興造す。初め其の卽位するや、 民庶嗷然たるに至る。遂に廣く義勇を募り、 咸な來奔するを願う。 乃ち四軍・五校・羽林・給事等の官有り、 並びに信委せられ、凡そ談笑する所、 軍人多く超越せ 言は行わ 皆な 置

8

る 明帝卽位後のこととして語られるが、 同様の狀況が後廢帝期にも續いていたことは先に引いた褚淵傳に見られる通りであ

違いな が官制 こうした狀況を改めようとしたのが褚淵、 0 彼らの綱紀再建の努力は、 「の編纂を命ぜられた背景には、 しかし恩倖の權勢下で實を結ばなかった。そして褚淵は恩倖の巢くう宋朝を見限り、 必ずや 袁粲らであった。他ならぬ元徽二年、 『魏書』 に語られる 「官品淪褫、 おそらくは彼らの意向によって王珪之 士人渾亂 なる官界の 狀 況があ ったに

霸權の兆した蕭道成に急速に接近していくとともに、 宋朝への節義に殉じた袁粲とたもとを分かつことになる。

齊朝建國の年、建元元年十月には次のような詔敕が出されている。

れば、 庶、 誠に時來の運に藉り、 して中正を闕く者は、 本郷淪陷し、 同軍に於て各の五保を立て、所隸の有司、時に爲に言いて列するを聽す。(『南齊書』卷二、高帝紀下) 催して速やかに下訪し、正しきに隨いて卽ちに給す可し。 詔して曰く、 簿籍存せざるが若きは、尋校せんも所無し、州郡の保押に<br />
聽い、實に從いて除奏すべし。荒遠に 朕 實に士民の力に資る。宋の元徽二年以來、 特に軍簿に據り奏除するを許す。或いは邊役に戍扞し、 世務に嬰綴せること三十餘歳、 險阻艱難、 才の餘任に堪うる者、訪洗して量序せよ。 諸そ從軍して官を得んとする者、 備さに之を嘗む。 未 (原作末、當改) だ由りて旋反せざ 末路屯夷し、 未だ悉くは祿を蒙 戎車歳ごとに駕す、 几 別州の士

功行賞の遲滯を解消して速やかな任官を命ずるこの詔令は、 元徽二年、 いたことを示すものであるとともに、王朝交替を機にそれを一新し、不滿渦卷く寒門武人らを懐柔しようとする意向 それは劉休範の反亂が起きまた王珪之が職官書の編纂を命ぜられた年でもあるが、それ以來の軍功に對する論 先掲の元徽二年の詔に見られた狀況がなお宋齊革命期にも續 の現 9

れであるに違いない。

性を探っていくことにしたいが、そのためにまずは諸書に見える佚文の初歩的輯佚を行う。 進められていた禮典と相まって、 王朝のもとで官界秩序を再建しようとする褚淵らの期待を示すものと見なければならない。從兄王逡之らによって編纂の それでは同 齊朝成立のはじめ、 **.書は具體的にはどのような內容から成るものだったであろうか。** 褚淵が王珪之に著作の「速やかな洗正」を促したのは、こうしたさなかのことであった。 同書には新王朝建設のための歴史的典範としての意義が込められていたことであろう。 佚文に卽しながら、 その內容・構成と指向 それは新

#### Ξ 『齊職 儀

同樣の表現が異なる文字で表記される場合は一方を 典』は「六典」、『白氏六帖』は「六帖」、『太平御覽』は「御覽」とそれぞれ略記する。文獻閒での文字の出入については、(『) 以下、 『齊職儀』 の佚文を、 官職系統ごとに分けて提示する。『北堂書鈔』は「書鈔」、『藝文類聚』は「 類聚」、

繇·司馬宣王爲太傅、鄭冲爲太保、太師不見其人、晉以景王名師、 章安已下、 又置少傅爲四輔、莽篡位、以太傅太保國師國將爲四輔焉。漢光武唯置太傅、 省、哀帝元壽二年復置、平帝元始元年、置太師太保、孔光以太傅遷太師、王舜以車騎將軍爲太保、王莽以大司馬領太傅、 以周召爲之、書云、 齊職儀云、 ○○、六帖は○○、御覽は○○のように示す。[ ]はもとの文獻で注として記されたものである。 品第一、金章紫綬、 初卽位皆置太傅錄尚書事、其人亡、因罷、迄于漢末、獻帝初平二年、又置太師、 召公爲保、周公爲師、 進賢三梁冠、 相成王爲左右。漢高后元年、置太傅、 絳朝服、 ( )で括り、類聚のみに見える文字は○○、初學記は○○、六典は 佩山玄玉。周武王以太公爲太師、 乃係周官名、置太宰以代之、武帝以安平王孚爲太宰 有府僚、 以右丞相王陵爲之、 拜故密令卓茂爲之、明帝以鄧禹爲之、 詩云、 以相國董卓爲之。 維師尙父、 後省、 時維鷹揚。 八年復置、尋 魏氏以鍾 成王 10

漢魏無此職。 齊職儀曰、太宰品第一、金章紫綬、佩山玄玉。堯命羲和、使主其陰陽之職、 太宰非武官、 民時、 [或謂太宰周之卿位]、 尊稷爲天官。夏衰、 晉武以從祖安平王孚爲太宰、 不應敬都督、 遂從豁議。 晉武依周置職、 稷後不窋失官、 (類聚四十五、 始置其官、安平薨省、咸寧四年又置。或謂本太師之職、 以尊安平、 由是廢官、 書鈔五十一、御覽二百六) 非避諱也。 殷以其官爲冢宰、 後元興中、 \*書鈔は 義伯司天、 周公在豐、 恭帝爲太宰、 「齊職儀云、 即天官也。后稷伏事虞夏、 爲太宰、 桓玄都督中外 虞夏、 避景帝 召 邵 尊稷爲天官」の 公叉居之。秦 皇 博士徐豁議 諱 改爲 敬事| 鄭冲爲太傅、王祥爲太保。江左太師並因晉爲太宰。(六典一)

み、 御覽は 「或謂 ~ 卿位」 八字を注文とする

齊職 儀云、 殷太甲時伊尹爲太保、 周成王時召公爲太保。 (初學記十一、御覽二百六)

齊職官儀曰、 太保、 品秩冠服同太宰。 成王卽位、 召公爲太保。 召誥云、 越三日戊申、 太保朝于洛。 逸禮 頁

周公爲太傅、 召公爲太保。 (類聚四十六)

位在三公上、 齊職儀曰、 太傅、 魏黃初七年 品秩冠服 詔太尉鍾繇爲太傅 同太宰、 成王卽位、 周公爲太傅、 華歆爲太尉 遷太師、 並以 疾、 秦無其職、 依 田千秋乘輿上殿、 漢惠帝崩、 後三公有疾、 呂后以右丞相王陵爲少帝 多以爲準。 (類聚

### 大司馬

四十六、御覽二百六

齊職儀曰、

大司馬、

金章紫綬、

武冠、

司

馬主

11

(御覽二百九 堯命羲叔爲司馬、 品第一、 夏官也。虞夏二代、 秩中二千石、 以司夏官、 棄居其職、 絳朝服、 周成王以畢公高爲司馬、 佩山玄玉。 其在少昊、 楚漢之際、 則睢鳩氏之任、 曹參 顓頊以了 周勃始居其職。

叉曰、 大司馬府、 舊爲闕、 王莽篡位、 故貶去闕焉。 (御覽二百九

齊職儀曰、 依田千秋故事、 魏文帝黃初二年、 乘輿上殿、 日食、 大會、 奏冤太尉賈詡、 遣散騎常侍繆龔請歆 詔日 天地之災害、 百官總己、 聽歆至。 責在朕躬、 (類聚四十六、 勿貶三公、 玄衣纁裳、 遂爲永制、 御覽二百七) 而 太尉華歆、 以

七章。

齊職儀云、 (太尉・司徒・司空) 太尉、 品第一、 齊職儀云、 金章紫綬、 皆古官也。 進賢三梁冠、 (初學記十一) 絳朝服 佩山玄玉。 郊廟冕服 七旒、

#### 相國

齊職儀曰、 相國、 緑繊緩、 衰冕服。 湯以伊尹爲左相、 仲虺爲右相、 高宗得傳說、 因立爲相、 魏襄王以公孫衍爲相國 邦

趙孝成王以廉頗爲相國。(類聚四十五、御覽二百四

#### 司徒

齊職儀曰、 司徒、 品秩冠服同丞相、 郊廟服冕同太尉。 漢哀帝從朱博議、 始置三司、 改丞相爲大司徒、 以孔光爲之、

歌爲司徒 (之)。(類聚四十七、御覽二百八)

#### 司空

齊職儀曰、 司空、 品秩冠服同太宰。 舜以禹爲司空、 成王以毛公爲司空、 宋以武公之諱、 改司空爲司城、 楚改司空爲莫敖

## 特進

秦置御史大夫、

省司空。

(類聚四十七、

御覽二百八

齊職儀曰、特進、以功德特進見也(之)。(類聚四十七、御覽二百四十三)

# 【開府儀同三司】

後甚衆、 齊職儀曰、 將 開府儀同三司、 軍 開 府 依大司馬、 秦漢無聞 朱服、 (置舍人官騎 光祿大夫開府、 始建初三年、 依司徒、 皁服。 馬防爲車騎將軍、 (類聚四十七 御覽二百四十三) 儀同三司事、 魏以黃權爲車騎開府、

#### 將軍

齊職儀云、驃騎品秩第二、金章紫綬、武冠、絳朝服、佩水蒼玉。(六典五)

(鎮軍將軍) 齊職儀云、品第三。(六典五)

(冠軍將軍) 齊職儀云、品秩第三。 (六典五

齊職儀曰、 積弩將軍、 品第四、 銀章青綬、 武冠、 絳朝服、 佩水蒼玉。 (御覽二百三十九

省校尉、 齊職儀曰、 改置巴州刺史。 三巴校尉、 銀印青綬、 (御覽二百四十二) 虎冠、 絳 朝服 宋太始五年置、 以巴東巴西梓橦建平 五. (四の誤りか) 郡隸焉、 建元二年

此

德爲之、

隸光祿勳。

光武增議字為諫議大夫、

置三十人、

屬光祿勳。

魏依漢氏、

晉宋齊並不置。

(初學記十二)

齊職儀云、 東宮殿中將軍屬官有導客局、 置典儀錄事 一人、 掌朝會之事。 (六典八、 通典二十

齊職儀云、左右鎧曹一人。(六典二十四)

齊職儀、領軍將軍有長史、品第六、秩六百石。(六典二十四

【太常・屬官】

齊職儀 Ę 太常卿一 人 品第三、 秩中二千石、 銀章青綬、 進賢兩梁冠、 絳朝服、 佩水蒼玉。 王朗云、 西京太常行陵、 赤車

千乘。(類聚四十九、御覽二百二十八)

齊職儀曰、 晉令、 博士祭酒、 掌國子學而國子生師事祭酒、 執經、 葛巾單衣、 終身致敬。 (類聚四十六、 御覽二百三十六)

(太廟令) 齊職儀曰、周有守祧之官、掌先王廟令。(御覽二百二十九)

(陵令)齊職儀曰、周有墓大夫冢人之職、掌先王之墓。(御覽二百二十九)

齊職儀、 每陵令一 人 品第七、秩四百石、 銅印墨綬、 進賢一 梁冠、 絳朝 服 舊用三品勳位、 孝建三年改爲二品。 (六典十四、

御覽二百二十九)

齊職儀 太祝令、 品第七、 四百 石 銅印墨綬、 進賢一 梁冠、 絳朝服、 用三品勳位。 (六典十四

齊職儀、 令、 品第七、秩四百石、 銅印墨綬、 進賢一 梁冠、 絳朝服。 今用三品勳位。 (六典十四

【光祿勳・屬官】

(廩犠令)

齊職儀云、 初秦置郎中令、 掌宮殿門户及主諸郎之在殿中侍衞、 故曰郎中令、 漢因之。至武帝、 更名光祿勳、 後漢獻帝又爲

郎中令。魏文又爲光祿勳、後世因之。(初學記十二)

齊職儀云、 初秦置諫議大夫、 屬郎中令、 無常員、多至數十人、 掌論議。 漢初不置、至武帝始因秦置之、 無常員、 皆名儒宿

(中散大夫)齊職儀、品第七、絳朝服、進賢一梁冠。(六典二)

- 13 -

19.

衞尉

齊職儀云、 衞尉、秦官也、掌宮門衞屯兵、 漢因之。景帝更名中大夫令、尋復舊爲衞尉。 自王莽及後漢初、 並省之。至獻帝

復置。魏晉宋齊因之。(初學記十二)

#### 延尉

哀帝又曰大理、王莽改曰作士、 齊職儀云、 大理、 古官也。 唐虞以皐陶 東漢又曰廷尉、 作士 魏復爲大理、(復改)晉宋齊並爲廷尉。 [士、理官也]。 初秦置廷尉、 漢因之、 (初學記十二、六帖二十一) 景帝改曰大理、 武帝又日廷尉 \*六帖は

# 【大司農・屬官】

弋

理官也」を注文とする

齊職儀曰、司農卿、耕籍則掌其禮儀。(類聚四十九、御覽二百三十二)

齊職儀曰、太倉令、周司徒屬官有廩人倉人、則其職也。(御覽二百三十二)

# 【少府屬官】

齊職儀曰、

市令、

周有司廛、

肆師、

司市、

皆其任也。

(御覽二百三十二)

(平準令) 齊職儀曰、 染署掌染繒色。 少昊置五雉爲工正、 暈雉氏設五色之工、 周有染人之職、 掌絲帛以爲服。 (御覽二百三十

金銀諸物。 (右藏令) 齊職儀曰、 晉置中黃左右藏。 右藏庫、 (御覽二百三十二) 周天府內府之任、 天府物所藏也、 內府掌邦市之出入、以待王用。 後漢中藏府令丞、 掌幣帛

【太僕・屬官】

(守宮令)

齊職儀曰、

守宮、

周掌宮之職、王行爲帷宮、

卽其任也。

(御覽二百三十)

齊職儀云、 太僕、 周官也。 尚書稱、 穆王命伯冏爲太僕正、 是也。 蓋爲衆僕之長曰太僕。秦因之、 掌輿馬。 歷漢後魏及晉西

印墨綬、 齊職 齊職 八座 齊職儀  $\equiv$ 齊職儀云 四十八、六帖二十一、御覽二百十一) 齊職儀曰、 御覽二百十 (厩令) 朝咸置之。 尚書 (乘黃令) (車府令) 儀云、 儀 冶 É 書( E 齊職儀曰、 進賢 齊職儀云 齊職 至東晉元帝省之、 魏晉宋齊、 秦漢之世、 尚書六人、 魏朝以尚書僕射毛玠領選曹、 任 儀曰、 同 梁冠、 **三**六卿、 自魏晉宋齊、 諸廐有圉師牧人養馬之官、 車府署、 絳朝服。 品第三、秩六百石、 並日尚書臺。 委政公卿、 舜舉八元八凱、 乘黄、 周 後復置、 正令史・書令史皆有品秩、 (六典十七、 有巾車典輅之職、 令獸名也、 尚書之職、 (初學記十一) 至成帝又省之、 以隆唐 晉武 御覽二百三十 進賢 龍翼馬身、 校人掌王之馬正也。 掌於封奏、 朝 (六帖無武字) 兩梁冠、 辨五輅之制。 令 **幷入宗正、 令**I 黄帝乘之而僊 朱衣、 令贊文書、 納 言幘、 號八座爲元凱、 以僕射山濤領吏曹 執版、 (御覽二百三十 蓋有事郊祀則權置、 絳朝服、 (御覽二百三十 僕射主 進賢一 (山) (山) 一開閉、 謂以賢 佩水蒼玉、 後人因以名廄。 梁冠。 (六帖作吏郎)、 令不在、 能 (六典一、 用事、 畢則省。 執笏負荷。 則僕射奏下其事。 義 乘黃令品第七、 御覽二百十三) 後依擬、 宋齊因之。 義 (類聚四

如昔也

魏氏重內職 (類聚四十八

(初學記十二)

秩四百石、

銅

至今或領焉。

(類

聚 — 15 —

十八、

御覽二百十

齊職儀云 (叉曰)、 東漢侍中、 便蕃左右、 與帝升降、 法駕出、 多識者一人參乘、 兼負傳國璽、 操斬臼蛇劒。 (初學記十二、 御

齊職儀云 魏氏 (御覽二百二十四有氏字) 侍中、 掌儐贊、 大駕出、 則次直侍中護駕、 正直侍中負璽陪乘、 不帶劒 (御覽

193

覽二百十九

【侍中・給事中

黄門侍郎

散騎常侍]

二百二十四無 御覽二百十九・二百二十四 皆騎從、 御登殿、 與散騎侍郎對挾帝、 侍中居左、 常侍居右、 備切 簡 近對、 拾遺 補 闕 也。

齊職 親省起居、 《儀云、 漢侍中掌乘輿服物、 故俗謂執虎子、 虎子褻器也。 下至褻器虎子之屬。 至魏文帝時、 武帝代孔安國爲侍中、 蘇則爲侍中、 嘗與則同隱吉茂者、 以其儒者、 特聽掌御唾壺、 是時仕甫歷縣令、 朝廷榮之。 見則調之曰、 初漢侍 仕 单

(給事中) 齊職儀云、 獻給省諸文奏。] 東漢省其官、 魏晉宋齊並置、 無常員、 皆隸集書省。 「齊職 儀云、 齊給事中皆隸集書省、 與諸 散騎同

齊職儀曰、 給事黃門侍郎四人、秩六百石、 武冠、 絳朝服、 漢有中黃門、 給事黃門、 位從諸大夫、 秦制也、 與侍中掌奏文案

齊職儀 置給事黃門侍郎四人、 Ħ 初秦又有給事黃門之職、 與侍中俱管門下衆事、 漢因之、 至東漢初、

贊相威儀、

典署其事。

(類聚四十八、

御覽二百二十一)

幷二官曰給事黃門侍郎、

後又改爲侍中侍郎、

尋復舊。

自魏及晉、

— 16 —

侍從左右、

(初學記十二)

進不止執虎子。

(初學記十二)

門下、 給事黃門侍郎呼爲小門下。] (初學記十二) 與散騎常侍並清華、 代謂之黃散焉。 宋齊置四人。 [齊職儀云、 齊代侍中呼爲

齊職儀 芸 魏文帝復置散騎之職 以中常侍合爲一官、 除中字直曰散騎常侍、 置四人、 典章表詔命手筆之事。 晉置四人、 隸

# 門下。

(祕書)

齊職儀云、 秘書丞、 銅印墨綬。 (初學記十二、 御覽二百三十三

事、 齊職儀云、 帝問日 而 秘書改令爲監 初漢獻帝置秘書令、 吾本用禎爲丞、 别掌文籍、 何故爲郎。 有丞二人、蓋中書之任。 自置丞 案主者罪、 多以祕書郎遷之、 遂改爲丞。 魏文分祕書立中書、 時祕書本有 其後何 消損上許 丞 以秘書左丞劉放爲中書監、 :都賦、 尚未轉、 帝異之、 遂以禎爲右丞、 拜 秘書郎。 秘書右丞孫資爲中 右丞置自禎始也。

至宋省一丞。 (初學記十二) \*『初學記 はこのあとに出典を示さず「後代並因之」と續けるが、この部分は 『齊職儀 0

文ではないであろう。 財馬都尉

文に後に「蓋以王姫之重、…」と續けるが、これは 齊職儀曰、 凡尙公主、 必拜駙馬都尉、 魏晉巳來、 因爲瞻准。 『陳書』 (陳書十七、 卷十七、 袁樞上疏 御覽百五十四) (その中で『齊職儀』 \*御覽は 「齊職儀日」としてこの が引かれる) の地の文

【太子官屬】

をそのまま引用したものである。

覽二百四十五) \*六帖は「齊職儀」の見出しの下に「品第三、銀章青綬、 齊職儀曰、詹事、品第三、 茂陵書、秩二千石、銀章青 (紫) 綬、 局擬尚書令、 擬尙書令、 位視領護將軍。 位視領將軍」を注文として引く (類聚四十九、六帖二十一、 御

中書通事舍人、掌宣傳令書、內外啟奏。(六典二十六)

中庶子下有門下通事守舍人四人、三品勳祿敘、武冠、朱服。又、

太子有內直兵局內直兵史二人、五品勳位。(六典二十六)

齊職儀、 齊職儀、

齊職儀、 齊職儀、 家令主簿一人、 太子三卿・校、各有寺人二人。(六典二十六) 四品勳位、掌總署諸曹事。(六典二十七)

齊職儀、 食官令一人、三品勳位、掌厨膳之事。(六典二十七)

齊職儀 太子率更令主簿、 四品勳位。 (六典二十七)

齊職儀 太子僕主簿、 四品勳位。 (六典二十七

齊職儀 東宮屬官有內廄局 外廄局。 (六典二十七)

— 17 —

擬

庶子下有內典書通事舍人二人。品服同舍人、

齊職儀云、 諸公領兵職、

齊職

儀

諸公領兵職、

局有庫典軍七職二人、

局有典籤二人。(六典二十九

齊職儀 諸公領兵職、 局有車廄典軍五品二人、 馬典軍五品二人、 又有釀倉典軍、 炭屯典軍、 樵屯典軍。 (六典二十九

倉典軍七職二人、又有船官典軍、

茭箬典軍、

樵炭典軍等員。

齊職儀 諸公府有釀倉典軍二人。(六典十五

【その他】

齊職儀云、 宋孝武大明中、 開 府儀同及三公府・ 皇子府皆有典書史。(六典十)

齊職儀、 食官局有酒吏一人。(六典十五

齊職儀有舩官典軍一人。(六典二十三

『齊職儀』 の世界

兀

諸佚文をもとに、まず<br />
『齊職儀』 における官職記述の基本的形式を確認してみたい。 まず、 先掲の王珪之傳における王

顥の獻上の辭をもう一度見れば

敕を被け、

古の設官、

編錄を加う。 黜陟遷補、 悉該に研記す。章服の差を述べ、冠佩の飾を兼ぬ

歴代分職を纂集せしめ、凡そ墳策に在りては、

必ずや詳究を盡くす。

是を以て等級掌司

咸な

至るまでが記されたというのである。そのことを佚文に照らしてみると、 職の設置と歴代の變遷について、あらゆる記錄を涉獵してその詳細を盡くしたといい、そこでは「等級掌司」—官位と職 とあり、 黜陟遷補 ここから同 ]―官職の遷轉の詳細、 .書のおおよその内容をうかがうことができる。 また「章服之差」―官位ごとの官服の等級、 すなわち王珪之は 確かに(i)齊定員、 ひいては「冠佩之飾」-冠や佩飾の制に 「古設官歷代分職」、 ii 品秩 上古以來の官 (「等級」)、

iii vii 職掌 戦國秦漢以來の沿革 (「掌司」)、 iv (「歷代分職」)、 印綬冠服 (「章服之差・冠佩之飾」)、 の構成と順番を確認することができる。多少例を擧げれば v 任官慣行 (「黜陟遷補」)、 (iv)古官の記事

太常卿:一人、 ii品第三、 秩中二千石、 ·IV銀章青綬、 進賢兩梁冠、 絳朝服、 佩水蒼玉。 vii 王 朝云、 西京太常行陵、 赤

車千乘。

每陵令i一人、 染署這掌染繪色。 ⅱ品第七、 vi少昊置五雉爲工正、 秩四百石、 iv銅印墨綬、 暈雉氏設五色之工、 進賢 梁冠、 周有染人之職 絳朝 服。 V 掌絲帛以爲服 舊用 三品勳位 孝建 一年改爲

六典』 最も詳細なものである。 を備えており、これ全體を『齊職儀』の佚文と認めることができる。 のごとくである。『唐六典』卷一、太師條に引く三師に關する長い記述も次のように が諸官の沿革を述べるに當たって、 ちなみに『唐六典』の三師に關する沿革敍述の過半はこの佚文が占めている。 明確な言及は必ずしもないものの、 言い換えれば、 その一定部分を『齊職儀』 ii iv 同佚文は現存の vi vii 『齊職儀』 そのことは、『唐 に負っていた可 の要素と順番 佚文中、 19

能性を推測させる。

鷹揚。 師 齊職儀云、 宰以代之、 卓茂爲之、 王莽以大司馬領太傅、 八年復置、 以相國董卓爲之。 成王以周召爲之、 武帝以安平王孚爲太宰、 ü品第一、 明帝以鄧禹爲之、 尋省、 魏氏以鍾繇・司馬宣王爲太傅、 又置少傅爲四輔、 哀帝元壽二年復置 iv金章紫綬、 書云、 章安已下 召公爲保 鄭冲爲太傅、 進賢三梁冠、 莽篡位、 初卽位皆置太傅錄尚書事、 周公爲師、 平帝元始元年、 王祥爲太保。 以太傅太保國師國將爲四輔焉。 絳朝服、 鄭冲爲太保、 相成王爲左右。 佩山玄玉。 置太師太保、 江左太師並因晉爲太宰。 太師不見其人、 其人亡、 vi周武王以太公爲太師 ·ii漢高后元年、 孔光以太傅遷太師, 因罷、 漢光武唯置太傅、 晉以景王名師 迄于漢末 置太傅 王舜以車騎將軍爲太保、 獻帝初平一 詩 以右丞相王陵爲之、 云 乃係周官名 有府僚、 維師尙父、 拜故密令 時維 後

なお、この文は 『唐六典』に獨自のものであり、 同書が引く 『齊職儀』 佚文はこれを含めて全四三條に上るが、そのう

任用 ほぼ一 ち他 の律令格式を廣く集めた政書として、類書には缺く『齊職儀』中の下位諸官とそれに關する任用規定の記述を、 の諸官にもっぱら關心を集中させ、それらに關する佚文をとどめたのではなかろうか。一方『唐六典』 ない。ここから推測するなら、『修文殿御覽』以來の諸類書は、 體的傾向として比較的下級の勳官などに關するものが多く、 有したことを强く示唆する。 は 致するのは尚書令史だけであり、 『唐六典』 する記 所引獨自の記事である。このことは、 にも引かれるものは乘黄令、 載 (「乘黃令品第七、 『唐六典』 における 秩四百石、 乘黄令・陵令では『太平御覽』 『齊職儀』 銅印墨授、 尚書令史、 同書が 逆に他の類書にはそうした官に關する引用はほとんど見ら の引用文は、ここに言及した三師に關するものを除けば、 進賢一梁冠、 陵令のわずか三條しかない。 その類書としての性格ゆえに、 『齊職儀』 が引用するのは前半部のみで、 絳朝服」、「(每陵令) の引用に當たって他の類書とは別の情報源を しかもそのうち兩書 舊用三品勳位、 雅文作成の糧となる高位 は唐代ないし前代 後半の品秩 孝建三年改爲二 類書から ない 全

序文に「諸臺府郎令史職吏以下、具見長水校尉王珪之職儀」とあるのもそれを傍證する。 的簡潔な內容で諸官の歴代沿革や品秩を記したもので、そこから全五十卷の內容を想像することは難しいが、 示すものであり、 らく右に述べたような類書の關心に起因する佚文の殘され方の偏りゆえであって、同書にはそれら佚文からだけでは窺う 記す部分 、さらには次の推測を導く。先にも觸れたように、 これら中下級の諸官におよぶ、 **廣範な内容が他にも含まれていたに違いないのである。『唐六典』に引く勳官などの記事はその** それゆえ類書の關心からは捨象された 複雜多岐にわたったであろう南朝の任官規定・慣行「黜陟遷補」 『齊職儀』の今日見られる佚文は、 があったと考えねばならない。 いわば類書と 先引 そのほとんどが 『南齊書』 それはおそ 一端を ,比較

が、 このような任官規定・故事の他にも律令などの法規を材料の一つとしたことは、 博士祭酒に關する佚文

それぞれとどめていたのではなかろうか。

齊職儀

貴族的

「雅」と文吏的

俗

の兩側面を、

ではなく原書に近いものから引用したのではないか。

る。

また太子詹事に關する次の佚文 博士祭酒、 掌國子學而國子生師事祭酒、 執經、 葛巾單衣、 終身致敬」と晉令を引いていることからも分かり、

齊職儀曰 品第三、茂陵書、 秩二千石、 銀章紫綬、 局擬尚書令、 位視領護將

と 『唐六典』卷二十六、太子詹事條注の次の記事

子・庶子・洗馬・舍人

**詹事、**品第三、銀章青綬、

絳朝

服、

兩梁冠。

局事擬尚書令、

位視領・護將軍、

中書令。

長三令・四率・

中庶

記』孝景本紀の集解ないし『漢書』百官公卿表上の師古注引く臣瓚說に「茂陵書詹事秩二千石」「茂陵書詹事秩眞二千石」 解序に附す索隱によれば同書は西晉時に滅んだとされるので、王珪之は同書を直接見たのではなく、他書、たとえば『史(3) 違いなく、また晉官品令は單行の書として流通していた可能性についてもそこで觸れた。 とを比べれば、 『茂陵書』への言及が見える。『茂陵書』は辛徳勇氏によれば莽新時期に出土した前漢の簡牘文獻らしく、かつ『史記』集 前者が後者の 「晉令」に據っていることは明らかである。これら晉令は、 ちなみに右掲の『齊職儀』には 別稿でも述べたように官品令に 21

などとあるのを引用、插入したのであろう。

ができる。 の官に上古三代以來の由來が『尙書』、『周禮』、『左傳』などをもとに記され、 夏殷周 するが、個別には上古以來の官を「古官」と記すのみである。後漢後~末期の胡廣『漢官解詁』、應劭 各官の歴史に關する敍述では、(ˈvi) 古官の記事に一定分量の筆を割いている點にまず注意される。別稿で述べたよう(ユヒ) 後漢初期に出現する職官書『漢官』『漢舊儀』にはこの記述がなく、『漢書』百官公卿表では序文で古官の沿革を總述 の制 同様の傾向はやや後の『宋書』百官志にも見られ、ひいては『唐六典』 の言及が時に見られるようになるが、佚文全體の中ではなお部分的にとどまる。『齊職儀』 儒教的古典世界との接續の進展を窺うこと の歴代官制沿革に踏襲されることにな 『漢官儀』に至り

應劭 に關する記事 續く戰國秦漢以來の沿革 「漢侍中掌乘輿服物、 「分掌乘輿服物、 のほぼ引き寫しである。ただし王珪之はそれら様々な資料を博捜する一方で、もとよりそれらを雑然と (iii) に關しては 下至褻器虎子之屬。武帝時、 下至褻器虎子之屬。 『齊職儀』 武帝代孔安國爲侍中、以其儒者、 は先行する職官書に負う所も少なくないであろう。 孔安國爲侍中、 以其儒者、 特聽掌御唾壺、 特聽掌御唾壺、 朝廷榮之」 朝廷榮之」

は、 ないし晉武帝が周制に依據してこの職を置いた、という二つの或說を提示しており、『唐六典』に引く三師の條文では とし、その後に「蓋し」として衆僕の長たるが故に太僕と稱したのであろうとの推測を述べる。また太宰に關する佚文で 載せるのではなく、「必ずや詳究を盡くす」というように一定の整理考證を行っていたはずである。例えば太僕に關する 西晉時代にこの官が初めて置かれたことに關して、「或謂」として景帝司馬師の諱を避けて太師から官名を改めた、 太僕が周代に淵源することを述べるのに『尚書』冏命篇の伯冏が太僕正に任ぜられた記事を擧げて「是なり」

もっぱら前者の説明に據っているが、歴代官職の沿革置廢について複數の說を斟酌している様子が窺われる。

編纂時期が宋の元徽二年から齊初にまで亙っているゆえ、

の條に「今用三品勳位」とあるのも同様ではないかと思われる。 避けられた宋代だけのことである。また陵令の任用につき「舊用三品勳位、孝建三年改爲二品」とあり、 なるをを以ての故に染署と曰う。齊は又た平準と曰い、少府に屬す」としており、平準が染署と呼ばれたのは (四五六) の改制が「舊」 染署掌染繪色…」とあるが、『通典』卷二十六、平準署條には「宋は唯だ掌染のみ、 と對照して示されているのも、 同條が宋代に書かれたものであることを示唆しており、 順帝卽位し、 劉宋孝建三年 帝の諱 俗帝の諱 の準

齊初の情報を一部に含みつつも、

宋官制を現制度として描く所が少なくないらしい。たとえば少府所屬の染署につい

同書は三巴校尉の條で建元二年の改制に觸れるように

22

齊は建國にあたり基本的に宋朝の典制に據らざるを得なかったもののようである。その上で同書に敢えて 百官志序文に「齊は宋より禪を受け、 事は常典に遵い、 既に有司存すれば、 偏廢する所無し」 『齊職儀』

なかったであろうか。 を冠したのは、宋朝に至るまでの歴代官制を新王朝のための典範として提示しようとする、 王珪之父子の意向 ]の現れでは

寒門層の突き上げに伴う内部的矛盾をリアルに傳えるものであったが故にこそ、そうした狀況が梁の天監年閒の官制改革、『』 抽進し、 に上層諸官の、 そして最終的には南朝の滅亡によって解消されるとともに現實的意義を失い、散逸していかざるを得なかった。そして主 限界を認めざるを得ない。同書における中下級諸官の委細に至るまでの詳細な記載は、宋齊時代の門閥的官僚制の積弊と、 後世をして南朝官制を知らしめるための重要な史料となったのである。しかしそこにまた、同書の時代狀況に制約された 官制の斷面圖を提供することになった。「士大夫の立場」から中下級諸官について沈默する『南齊書』百官志の缺を補い、(5) の任官を豫防する働きを期待したであろうことである。その結果同書は、門閥貴族のもとで中下級寒人が擡頭する當時の 觸れたい。第二に、 に、王珪之らは齊朝建設のために官制の經典的な靜態よりも、 比重をおいているように見られる。同書が齊朝建設のために編まれたのなら、それは、次の二つを意味していよう。第一 佚文を概觀すれば、 みな不次の位を受け」たとあるような狀況下、中下級官人の遷轉のルールを明示することで「超越」「不次の位」 古典世界から戦國秦漢以降南朝へと聯なる歴史的沿革の敍述部分が、 恩倖の專權と寒門の擡頭のもと、先に引いた『魏書』島夷劉裕傳に「軍人多く超越せられ」「阿黨を 全體的スタイルとして同書は [周禮] 的な制度の靜態提示よりも、 歴史的堆積に規範を求めたことであり、このことは後にも 以後の類書や政書における歴代制度 歴史的沿革と施行細則の掲

23

## おわりに

の敍述の糧として殘されたのである。

る官職の歴史を考證、 史學の才に長けた王珪之が、 再構成した一篇の史學作品である。 經傳から歴代職官儀注書、 かつて内藤湖南は、 官文書に至るまでを渉獵 この時代における職官儀注類著作の増加を 上古より宋齊に至

あり、

前代までの諸記錄を漫然と集成したのでは決してないことは、

以上述べてきた所から明らかであろう。

情勢と王朝建設への喫緊の要請があり、そのもとで王珪之は一定の目的と構成案のもとに同書を編んだと考えられるので - 時勢の變化から自然に記錄の發展が繁雜に」なった結果であると評したが、『齊職 - 第 儀 編纂の背景には宋齊革命期

にも認められると推測される。 ことの現れに違いなく、 業と車の兩輪のごとく並列に行われたことであり、それは官制と禮制との緊密な聯關が當時の人々に强く意識されていた 敍述の歴史、 の歴代官制沿革の敍述にも引き繼がれることになる。その意味で『齊職儀』は『唐六典』ないしは『通典』に至る官制史 と現實の歴史とをつなぎ、 の敍述へと分化していく、 少なくとも現存の逸文に見る限り稀薄であるといえる。それはとりもなおさず、 歴代沿革に重きを置き史學的著作としての性格の强い同著には、『周禮』 諸官の淵源を經典世界に求め、それを戰國秦漢以降の現實の歷史に接續する同書の敍述形式は、 いわば一種の史學史の上で、重要な一節をなしているように考えられる。第二には同書の編纂が禮典編纂事 こうしたあり方も、降って唐開元年間、 後漢以來の趨勢上に位置づけられるものであろうが、 兩者相まっての官制敍述モデルを明瞭に提示したことであり、 『大唐開元禮』と並行して進められた 的な制度の靜態を提示しようとする姿勢は、 一方で次の點にも注意を向けておきたい。 制度敍述が禮典的あり方から歷史的動態 その形式は基本的に『唐六典 『唐六典』 儒教的理念世界

24

#### 註

- 治社會史研究』汲古書院、二〇一三年、所收)(1) 中村圭爾「六朝における官僚制の敍述」(同氏『六朝政
- 文學部文化學科研究紀要)』第二三號、二〇〇六年)、徐冲るか:『周禮』から『會典』へ」(『人文論叢(三重大學人(2) 中村氏前掲論文および谷井俊仁「官制はいかに敍述され
  - 《晉百官表注》爲中心」(『中華文史論叢』二〇一五年二期)第四期)、黃楨「書籍的政治史:以《晉公卿禮秩故事》、第四期)、黃楨「書籍的政治史:以《晉公卿禮秩故事》、「《續漢書‧百官志》與漢晉閒的官制撰述 —— 以〝郡太

- 3 一「南齊の國學と釋奠」 二〇〇六年、 同氏 『中國中古の學術
- $\widehat{4}$ 九五年)「解說」 興膳宏·川合康三 『隋書經籍志詳攷』 (汲古書院、一九

11

九三五年、宋版影印本の縮印本

- 5 錄學發微 余嘉錫『目錄學發微』(中華書局、一九六三年)(邦譯『目 姚名達『中國目錄學史』 中國文獻分類法』古勝隆一他譯注、平凡社、二 (商務印書館、一九三七年初版)、
- のみに過ぎない。 職儀云、虞夏尊稷爲天官」というごく斷片的な一節を引く 『北堂書鈔』には、卷五十一、太宰條に「謹案王珪之齊
- (7) 尾崎康「北齊の文林館と修文殿御覽」(『史學』四○卷 二・三號、一九六七年
- 8 『六朝政治史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇三年、 安田二郎「晉安王子勛の反亂と豪族・土豪層」(同氏
- (9) 兩者の關係については安田二郎「南朝貴族制社會の變革 10 と道徳・倫理」(同氏前掲書所收)に詳しい。 使用したテキストは次の通りである。
- 二萬卷堂影鈔本 ·藝文類聚』:上海古籍出版社、 "北堂書鈔』: 天津古籍出版社、一九八八年(南海孔氏三十 初版一九八二年 (中華書局

"白氏六帖』: 古典研究會『白氏六帖事類集 ·唐六典』:陳仲夫點校『唐六典』中華書局、一九九二年 九六五年初版本をもとに一部斷句を修訂する) (三)』 汲古書

> 『太平御覽』:中華書局、初版一九六〇年(商務印書舘、 (靜嘉堂文庫所藏北宋版影印本

- 氏も、これらが任官の資格に關する記事であることを指摘 たり「今」は三品勳位の者から選ぶことを言う。中村圭爾 う。同氏『九品官人法の研究 市定氏によれば勳二品、の者から選ぶよう改めたことを言 は、從來、七品の陵令の任用には三品勳位の者から選んで している。同氏註(1)前揭論文。 ける「今用三品勳位」も、やはり七品の廩犧令の任用にあ 六』岩波書店、一九九二年)二二八頁。また廩犧令條にお いたものを、劉宋の孝建三年(四五六)に「二品」、宮崎 陵令の條における「舊用三品勳位、孝建三年改爲二品 科舉前史』(『宮崎市定全集 25
- 拙稿「『續漢書』百官志と晉官品令」(『關西學院史學』
- 13 12 四二、二〇一五年 辛德勇「談歷史上首次出土的簡牘文獻 《茂陵書》」
- $\widehat{14}$ まり」(『人文論究』(關西學院大學文學部)六九一一、二 拙稿「中國における職官儀注書の出現と官制敍述のはじ

(『文史哲』二〇一二年第四期

○一九年)

- 15 編纂」(『關西學院史學』三三、二〇〇六年) 拙稿「胡廣『漢官解詁』 -」(『史林』八六-四、 二〇〇三年)、 の編纂 ---その經緯と構想 應劭
- 16 汲古書院、二〇一五年、所收)が、『南齊書』のそうした 川合安「唐寓之の亂と士大夫」(同氏『南朝貴族制研究

立場を指摘する。

內藤湖南「支那史學史」(『內藤湖南全集 第十一卷

18

(筑摩書房、一九六九年))

(17) 梁天監七年の官制改革については、宮崎市定氏前掲書に

19

20

註(1)前掲谷井氏論文、および註(12)前掲拙稿。

兩書の編纂については内藤乾吉「唐六典の行用に就い

て」(同氏『中國法制史考證』有斐閣、一九六三年、所收)

および古典研究會編『大唐開元禮 附大唐郊祀錄』(汲古

書院、一九七二年)解説(池田溫)を參照のこと。

social order was an important factor in the military success of the Jiangning Eight Banners in defeating anti-Qing military forces many times throughout the Shunzhi reign and the early Kangxi reign periods as Qing rule was rapidly strengthened.

Looking closely, we can see that most of the historical materials which are used to prove the opposition between the bannermen and the general populace in Jiangning involve for the most part merely the illegal behavior of a minority of bad actors among the bannermen serving in the provinces, and in such cases it was often the case that local ruffians played an important role. Compared with the lawless behavior of bannermen, the illegal behavior of local ruffians had a more sustained negative influence and was more likely to become a social problem. It is thus not appropriate to interpret issues in terms of the so-called "conflict between bannerman and the general population."

#### WANG GUIZHI 王珪之 'S COMPILATION OF THE QI ZHIYI 齊職儀

#### SATO Tatsuro

The Qi Zhivi 齊職儀, compiled by Wang Guizhi 王珪之 of the Southern Qi dynasty, has been known as a representative writing on bureaucracy in the Southern dynasties, and a relatively large number of passages are cited in the Tang Liudian 唐六典 and other reference books compiled during the Tang to the Song dynasties. This paper investigates the historical background of the compilation of this book, collects passages cited in various works, thereby confirming the book's basic format and features, and also considers its historical characteristics. Wang Guizhi was ordered to compile this book in the 2nd year of the Yuanhui 元徽 era (474), when Chu Yan 褚淵, the regent at that time and others aimed to restore official discipline in the midst of political disorder caused by the emperor's favoritism. Later, when Xiao Daocheng 蕭道成 held sway, the book was completed by Guizhi's son upon the request of Chu Yan who sided with the new regime as the new Qi dynasty was being established. According to the bibliography of Wang Guizhi in the History of the Southern Qi, this book recorded in detail the history and precedents of each official position, burdensome personnel rules required for junior positions, and was intended to contribute to construction of the new dynasty by meeting the needs of emergent lower-ranking officials. We can also confirm such content and structure through existing passages from this book. But the detailed description of the bureaucracy down to junior positions so closely suited to the needs of the time

meant that this book was destined to be scattered and lost as time passed. As a result, extant passages in reference books refer mainly to the history of higher-ranking officials. The descriptions of these passages, which combine the world of Confucian classics and real history, would affect subsequent political works such as the *Tang Liudian*, serving as a model of governmental description that integrates ritual and history.

#### THE MONETARY SYSTEM DURING THE FIRST HALF OF THE JIN DYNASTY

#### MIYAZAWA Tomoyuki

The history of money during the Jin 金 dynasty can be divided into two periods, one before and one after the 1190's. This paper deals with the system during the former period. The monetary policy of the Jin dynasty is assumed to have inherited most of copper coins of the Northern Song 北宋. The attack of Hailingwang 海陵王 on the Song had rapidly reduced the central government's cash holdings. In the private sector, there was a serious shortage of cash, but, on the other hand, local governments held massive cash reserves. I cannot agree with the view that sees the cash shortage as having been caused by the development of commerce. Jiaochao 交鈔, which was a feature of the Jin monetary system, was a cash deposit certificate used in the former period as a remittance draft. The jiaochao was not paper money. Tongqian 銅錢 and jiaochao acted as financial means for securing military goods, not for mediating the development of commercial transactions.

## A BASIC STUDY OF HISTORICAL RECORDS ABOUT THE BYEONGJA WAR: THE NAMHAN ILGI AND YI DOJANG'S SEUNGJEONG WON ILGI

#### Suzuki Kai

Among the historical records describing the invasion of Korea by Qing Taizong Hongtaiji in 1636–1637, the *Byeongjalok* 丙子錄, written by the Korean La Manggab 羅萬甲, is the most famous. Many editions of the book were produced, and it exists in Korea and Japan. However, in order to know the history of the Joseon Dynasty